

## 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会公開規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例第8条の規定に基づき、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会（以下「調査会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (会議の公開)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により会議に支障が生じると調査会が認めるときは、非公開とする。その際、会議の冒頭に会長が委員に諮って、非公開の決定をするものとする。

- ア 個人情報に係るもの、企業秘密に係るものなど鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）が含まれる場合
- イ 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

## (公開の方法)

第3条 調査会は、前条の非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることとする。傍聴要領は、別紙1のとおりとする。

- 2 会議の傍聴は、会議室内での傍聴（以下「会議室内傍聴」という。）のほか、必要に応じて、別室でモニター中継の傍聴（以下「別室モニター傍聴」という。）を行うことができる。
- 3 会議室内傍聴の定員は30名を上限とし、別室モニター傍聴の定員は会場の収容人数に応じて定めるものとする。
- 4 感染症防止対策として必要がある場合は、前2項の規定にかかわらず、会議室内傍聴を取りやめ、別室モニター傍聴等の方法により公開することができる。

## (傍聴の手続)

第4条 会議室内傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、傍聴の受付開始時に、定員を超えて希望者がある場合、抽選により傍聴者を決定することとする。抽選要領は、別紙2のとおりとする。

- 2 別室モニター傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合で、傍聴希望者が資料又は傍聴席がないことを了解した場合、可能な範囲で出来るだけ傍聴を認めることとする。
- 3 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の20分前から行うこととする。

## (資料及び議事録の公表)

第5条 会議の資料及び議事録については、非開示情報を除き、原則公開とする。

## (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規程は、令和2年2月16日から適用する。

この規程は、令和2年5月17日から適用する。

## 傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議を傍聴される方は、事務局の指示に従って会場に入退室してください。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
- (2) 騒ぎ立てたり、議事を妨害しないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、調査会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 会議の途中、会議を公開することにより議事運営等に著しい支障が生じることとなった場合は、調査会の決定により、その後の会議を非公開とすることがあります。その場合は、退場をお願いすることとなりますので、あらかじめご了解ください。
- (6) 携帯電話等については、電源を切るか、マナーモードに設定していただき、通話しないでください。
- (7) 会議の開始前後を問わず、会場及びその周辺で、委員等に対して抗議又は陳情等を行わないでください。
- (8) 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
- (9) 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- (10) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

## 抽選実施要領

### 1 抽選の実施

抽選は、規程第4条第1項に基づき、傍聴の受付開始時に30名を超えて傍聴希望者がある場合に実施する。

### 2 抽選の対象者

傍聴の受付開始時（原則として会議開催の20分前）に会場受付に整列している者を、抽選の対象者とする。

なお、抽選を実施する場合には、受付開始後に到着した者は抽選の対象としない。

### 3 抽選方法

(1) 事務局は、抽選箱に抽選の対象者と同数のくじを準備する。

(2) 傍聴希望者は、整列順に傍聴受付を行う。

(3) 受付を行った傍聴希望者は、抽選箱からくじを引き、当選と記載されたくじを引いた者を会議室内傍聴者に決定する。

(4) 何も記載がない場合ははずれとし、会議室内での傍聴は認めない。

### 4 その他

(1) 当選くじは、会議が終了するまで各自が保管するものとする。

(2) 再入場を希望する者は、入口で係員に当選くじを提示するものとする。

(3) 当選の権利は、他人に譲渡できないものとする。

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会  
現地視察及び第 1 回会議の概要

1 現地視察

- (1) 日時：2月16日（日）午前9時から正午
- (2) 場所：事業計画地、福井水源地、塩川、三輪山（みわやま）の清水、天の真名井 等
- (3) 委員：嶋田委員、杉田委員、伊藤委員、勝見委員、小玉委員
- (4) 内容：地層の露頭部分、ボーリングコア（サンプル）、周辺水源を確認

2 第1回会議

- (1) 日時：2月16日（日）午後2時から3時40分
- (2) 場所：米子ワシントンホテル 2階「らん」
- (3) 委員：前述のとおり
- (4) 結果：
  - ア 会 長：嶋田委員に決定。（委員の互選による）
  - イ 公開規程：各委員から事前に伺った意見に沿って作成した案（＝傍聴定員30名、別室モニター傍聴室の準備、遵守事項（撮影・録音の禁止、議事妨害の禁止等）に違反した場合の退場などの定め）を決定。
  - ウ 調査方針：次の意見に沿って調査計画を検討していくことを決定。

（主な意見）

○追加ボーリングは必要。

ただし、具体的な場所、箇所数、深さなどについては、改めて検討する。

また、既存のボーリングも、使えるものはなるべく活用する。

○解析方法は、3次元シミュレーションを検討する。

範囲は、（北側）日本海、（南側）精進川、（東側）孝霊山の尾根筋、（西側）佐陀川まで。（約30平方km）

○調査期間は、1年半～2年程度かかる。

・基礎データの収集（地層・地質データ、地下水の水位・水質観測、

河川の流量観測など） ⇒ 1年以上

・3次元シミュレーションのモデル設定、検証 ⇒ 半年～1年

○追加の資料として、調査範囲内の川の流量データ、気象データ、既存の井戸データ（水位、水質）等の収集が必要。

○地下水位、河川の流量観測は、なるべく早めに観測を始めた方が良い。

エ 今後の予定：第2回会議は、令和2年4月頃を予定。

- (5) 傍聴者：22名（会議室内傍聴定員30名を下回り、別室モニター室での傍聴なし。）

## 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会第2回会議の概要

淀江産業廃棄物処理施設計画審査室

- 1 日時 5月17日(日)午前10時から午後0時15分
- 2 場所 西部総合事務所 講堂(傍聴は同事務所新館の会議室においてモニター傍聴)
- 3 委員 <sup>しまだじゅん</sup>嶋田 純 熊本大学名誉教授【会長】、<sup>すぎたふみ</sup>杉田 文 千葉商科大学教授、<sup>いとうひろこ</sup>伊藤 浩子 一般財団法人地  
 域地盤環境研究所主任研究員、<sup>かつみたけし</sup>勝見 武 京都大学大学院教授、<sup>こだまよしのり</sup>小玉 芳 敬 鳥取大学教授  
 ※ 新型コロナウイルス対策のため、全委員がWEB会議で出席

## 4 結果

## (1) 調査計画

第1回調査会で決定した調査方針を踏まえ、詳細な調査計画を決定。

## ア 地質調査

- ・計画地周辺は、台地、谷、平地が入り組んで非常に複雑なため、新たにボーリングを実施(11地点：合計25本程度)し、計画地一帯の地質や地下水の状況を詳細に把握する。
- ・既存ボーリングデータを今回のボーリング結果と対比させ、活用を図る。
- ・効率的にボーリング調査を実施するため、パイロット調査(ボーリング3本)を先行して行い、その結果を踏まえ本調査(ボーリング22本程度)を行う。

## イ 水文調査

- ・降雨、河川流量、地下水位の関係を把握するため、計画地周辺の河川流量、地下水位を連続観測する。季節に伴い降水量等が変化するため1年以上観測する。

## ウ 水質調査

- ・地下水、河川水等の水質分析を行い、水質の類似性などから地下水流動解析の参考とする。

## エ 解析

- ・調査で得られた地形・地質構造、地下水の状況などを取り込んだモデルを構築し、表流水、地下水の流れを3次元浸透流解析(シミュレーション)で再現して、計画地から水源地・湧水地までを含む広域地下水流動の解析を行う。
- ・解析範囲は、(北)日本海、(南)精進川、(東)孝霊山の尾根筋、(西)佐陀川まで。約30km<sup>2</sup>。

## オ スケジュール

- ・速やかにパイロット調査に着手する。本調査ではボーリング(8~10月頃)後、10月頃から地下水位連続観測を1年間実施する。
- ・シミュレーションは、モデル構築を前倒して観測と並行させる。
- ・結果が出るのは、来年秋以降(終了後のインタビューでの嶋田会長の発言)

## 【主な意見】

- ・パイロット調査のボーリングは、深度を固定して掘るのではなく、目標としている地層(溝口凝灰角礫岩)まで掘ることが重要。
- ・1本1本の掘削(ボーリング調査)は、時間がかかっても丁寧に実施すること。
- ・非常によく練られた計画だと思った。大山の方から来た地層と孝霊山の方から来た地層に違いがあるか見るべき。
- ・現地での水質測定の結果を見て、必要があれば分析項目を増やすことも検討すべき。

## (2) 公開規定

会議の公開について、感染症防止対策として必要がある場合は別室でのモニター傍聴等によることができるよう公開規程を一部改定した。

## (3) 傍聴者：28名

## 5 今後の予定

第3回会議は、令和2年7~8月頃を予定。

パイロットボーリングのコアを確認し、本調査計画の内容について、必要な検討を行う。

## 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例

令和元年 12 月 24 日  
鳥取県条例第 24 号

## (設置)

第 1 条 公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物処理施設の設置を計画している米子市淀江町小波地内の土地について、その地下水の流向等を把握するために県が行う地下水、地層及び地質の調査の適正な実施に関し必要な事項を審議するため、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

## (組織)

第 2 条 調査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、地下水、地層又は地質の調査及び分析に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第 4 条 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (専門委員)

第 5 条 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長)

第 6 条 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 7 条 調査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 調査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、調査会が定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

[表] 略